

監査第 85 号

平成20年8月12日

四日市市長 井上 哲夫 様

四日市市監査委員	伊藤 晃
同	松岡 光代
同	野呂 泰治
同	竹野 兼主

財政健全化審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条の規定に基づき算定された平成19年度健全化判断比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果について、別紙のとおり意見を提出します。

平成19年度 財政健全化審査意見書

1 審査の対象

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条の規定に基づき算定された健全化判断比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

平成20年7月24日から平成20年8月8日まで

3 審査の方法

この財政健全化審査は、市長から提出された平成19年度決算における健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを検証するため、各会計歳入歳出決算書、関係書類等の計数突合、証憑突合等の照合方法により実施した。また、財政状況を把握するため、関係職員から説明を聴取して行った。

4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

健全化判断比率	平成19年度	早期健全化基準	備考
	%	%	
1 実質赤字比率		11.25	
2 連結実質赤字比率		16.25	
3 実質公債費比率	18.7	25.00	
4 将来負担比率	282.8	350.00	

(2) 個別意見

実質赤字比率について

平成19年度の実質赤字比率は、実質収支額が黒字であったため、比率を算定する必要がなかった。結果、早期健全化基準の11.25%を下回り良好な状態にあると認められる。

連結実質赤字比率について

平成 19 年度の連結実質赤字比率は、実質黒字又は資金剰余の状況であったため、比率を算定する必要がなかった。結果、早期健全化基準の 16.25%を下回り良好な状態にあると認められる。

実質公債費比率について

平成 19 年度の実質公債費比率は 18.7%となっているが、早期健全化基準の 25.0%と比較すると、これを下回り良好な状態にあると認められる。

将来負担比率について

平成 19 年度の将来負担比率は 282.8%となっているが、早期健全化基準の 350.0%と比較すると、これを下回り良好な状態にあると認められる。

(3) 所 見

各比率とも早期健全化基準を下回っているが、この基準比率とは別に、本市として独自の目標比率も設定して財政運営の健全化に努められたい。

また、今後、同格都市の比率との比較が可能となった場合には、これらを参考とし、本市目標比率を再検討されるのも一案と考える。

連結実質赤字比率の算定結果は、資金ベースでの評価であり、損益計算での黒字達成は、まだ確認できない段階にある。

将来、一般会計、特別会計が複式簿記化されれば、全体の損益把握は可能となるが、現時点で確認できる企業会計のみでの合計は「損失」であり、損益ベースでの健全度は高いものでないと判断できる。さらなる経済性、効率性の追求を推進され、次のステップに備えられたい。

実質公債費比率は、早期健全化基準を下回っているものの、依然として本市は実質公債費比率が 18%以上であるため、国の地方債許可基準により地方債を発行する際は許可を受ける団体となっている。

今回の基準率クリアに満足することなく、さらなる効率的な財政運営に注力されたい。